

静岡県未就学児を持つ保育士の
子どもの預かり支援事業
利用料金の一部貸付
申込みのしおり

令和8年度版

令和8年4月発行

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

目 次

1	制度概要	1
2	申込みについて	2
3	預かり支援事業利用料金の一部貸付に関する 手続一覧	5
4	注意事項	7

付録 預かり支援事業利用料金の一部貸付様式（様式第1号～第20号）
※様式は、ページ番号を消してコピーしたものを使用してください。

覚え書(必ず記入してください)

決定番号 R8-未-AS-_____

氏 名 _____

借受期間 _____ 年 _____ 月 から _____ 年 _____ 月 まで

借受額 _____ 円

連帯保証人

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 電話番号 _____

1 制度概要

(1) 趣旨

未就学児を持つ保育士に、子どもの預かり支援事業利用料金の一部を貸し付けて継続勤務を支援することにより、保育士の確保に資することを目的とします。

(2) 貸付内容

貸付額	ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業、その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額（年額 123,000 円以内） ※1,000 円未満切り捨て
貸付期間	未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は 2 年間を限度とする。 ※令和 9 年 2 月～3 月に令和 8 年度分をまとめて申請して下さい
利子	無利子
交付	一括貸与

(3) 返還免除（次のすべてを満たしていること）

- ① 静岡県（以下、県という）内の保育所等において、
- ② 2 年間継続して（ただし、従事する施設又は事業所の法人における人事異動等により、借受者本人の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、業務従事期間に算入して差し支えない）
- ③ 児童の保護等に従事した場合
- ④ 返還免除金額は「一時所得」となり、他に所得がある時には確定申告が必要となる場合があるので、最寄りの税務署に確認すること。

(4) 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ① 県内の保育所等において児童の保護等に従事しているとき（2 年を限度とする）
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき（2 年を限度とする）

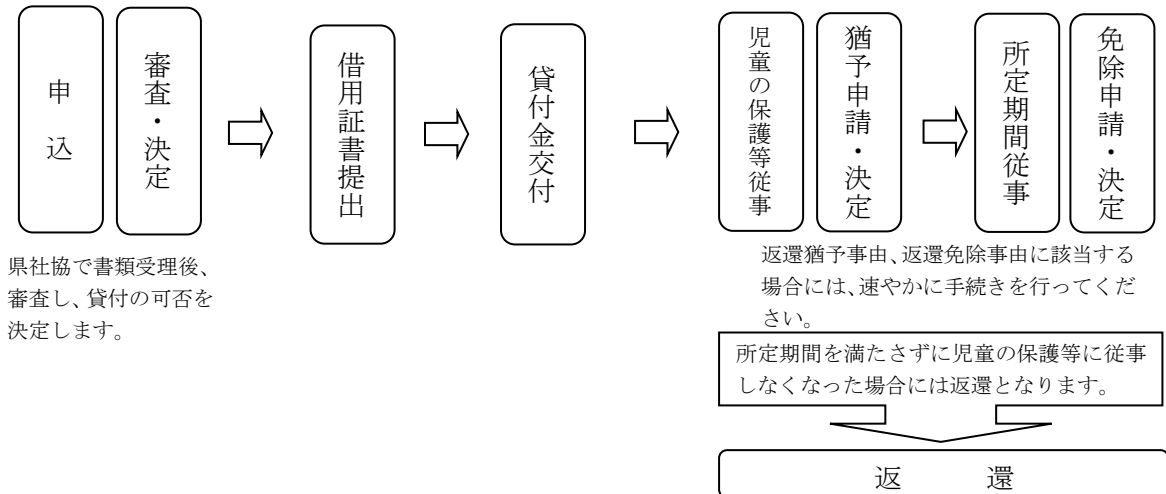
(5) 返還

返還期間	4 年以内（貸付期間の 2 倍に相当する期間）
返還方法	月賦または半年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
延滞利子	返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年 3 %の延滞利子を徴収

(6) 申込み及び貸付決定

静岡県社会福祉協議会（以下、県社協という。）にお申込みください。県社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。

< 申込から返還免除までの流れ >



2 申込みについて

(1) 申込者の要件（次の要件をすべて満たしていること）

- ① 未就学児を持ち、以下の保育所等を利用(入所)している者
- ② 保育所等における勤務時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者
 - i) 保育所
 - ii) 幼稚園のうち次に掲げるもの
 - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ iiiに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - iii) 認定こども園
 - iv) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業（ただし市町が行うもの及び児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可をうけたものに限る）
 - v) 病児保育事業（ただし児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出をおこなったものに限る）
 - vi) 一時預かり事業（ただし児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出をおこなったものに限る）
 - vii) 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - viii) 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
 - ix) 企業主導型保育事業
- ③ 他県が実施する未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利

用料金の一部貸付を受けていない

- ④ 2年以上継続して県内の保育所等にて児童の保護等に従事する意思を有する

(2) 連帯保証人（次の要件をすべて満たしている方を1名立てること）

- ① 連帯保証人は1名立てなければならない。

(3) 申込方法

- ① 令和8年度に保育所等で勤務することが決定している方が申込可能です。
- ② 貸付申請書を記入の上、必要書類を添付して、令和9年2月～3月に令和8年度分をまとめて提出してください。
- ③ 連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みは受理されませんので御了承ください。
- ④ 貸付期間は最大2年間です。貸付の申込及び決定は毎年度行います。予算及び申込状況を勘案し決定を行うため、初年度貸付を受けた場合でも、翌年度の貸付を約束するものではありません。

(4) 貸付申込書類記入上の注意

- ① 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんので御注意ください。
- ③ 貸付申請書の「連帯保証人の誓約欄」は、連帯保証人ご自身による署名をお願いします。

(5) 住民票について

発行から3か月以内のもの、本籍地・マイナンバーの記載のない住民票を提出してください（マイナンバー付の住民票は受け付けません）。

3 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付に関する手続一覧

事項	提出書類	様式
資金の貸付を受けようとする時 ※貸付決定前は「貸付決定を受けた時」以降の書類を提出しないでください	・ 預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書 ・ 申込者、連帯保証人の住民票 ※世帯全員の記載のあるもので、本籍地・マイナンバーの記載がないもの ※申請書に記入した現住所の住民票で、発行後3か月以内のもの。 ・ 所得を証明する書類（申請者本人、申込者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員、及び連帯保証人について以下のいずれか1つを提出） ・ 源泉徴収票の写し ・ 確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるものもしくは、受付印が無いものは「所得証明書」か「申告内容確認票の写し」） ・ 保育士証の写し ・ 市町が発行する保育所等利用決定通知もしくはそれに準ずるもの（子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類） ・ 子どもの預かり支援事業の利用可能時間帯及び利用料金が確認できるもの ・ 雇用契約書もしくは辞令（勤務園名、勤務開始日、勤務の時間帯が分かるもの） ※児童養護施設に入所している等法定代理人を保証人として立てられない場合） 施設長の意見書（児童養護施設等） 児童相談所長意見書（里親等）	第1号 — — — — — 第19号 第20号
貸付決定を受けた時、 本会より送付します	・ 誓約書 ・ 振込口座届出書 ・ 借用証書（収入印紙を貼付）	第2号 第3号 第4号
貸付を受けることを辞退する時	・ 辞退届	第5号
業務従事中に定期的に提出	・ 毎年5月末日まで：就業証明書 ・ 年に1回：就業確認書（10月）	— 第6号
送金確認後または申請時に提出	・ 実績報告書	第7号

事項	提出書類	様式
災害・疾病・負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行猶予を希望する時	・返還猶予申請書 ・猶予理由が証明できる書類の写し	第8号 —
引き続き2年間免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時	・返還債務免除申請書 ・業務従事期間証明書	第9号 第10号
上記以外で、1年以上免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望する時	・返還債務免除申請書 ・返還協議書 ・業務廃止届 ・業務従事期間証明書	第9号 第11号 第12号 第10号
返還債務の免除を受ける前に免除対象業務に従事しなくなった時	・業務廃止届 ・返還協議書 ・業務従事期間証明書	第12号 第11号 第10号
返還債務の免除を申請せず返還を希望する時	・返還協議書	第11号
免除対象業務の施設等を変更した時	・業務従事施設等変更届 ・業務従事期間証明書 ・転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し	第13号 第10号 —
死亡または障害、行方不明等により、返還することができなくなったとき	・死亡・行方不明等届 ※死亡届または住民票除票（本籍地・マイナンバーの記載がないもの）を添付してください。	第14号
住所または氏名を変更した時	・住所・氏名等変更届 ※転居の場合は住民票（本籍地・マイナンバーの記載がないもの）、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付してください。	第15号
連帯保証人を変更したい時	・連帯保証人変更届 ・連帯保証人の住民票（本籍地・マイナンバーの記載がないもの）	第16号 —
連帯保証人の住所または氏名等に変更がある時	・連帯保証人住所・氏名等変更届 ・それを証明する書類（本籍地・マイナンバーの記載のない住民票等）	第17号 —
子どもの預かり支援に関する事業の利用料金が変更となった時	・子どもの預かり支援事業の利用料金変更届 ・変更後の子どもの預かり支援事業の利用料金の額が確認できるもの	第18号 —

※貸与中に住所や氏名を変更した場合は、速やかに住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を提出してください

4 注意事項

(1) 決定番号について

貸付決定時に付した決定番号により、個々人の貸付金の状況を管理しています。貸付決定時に付与する決定番号は、すべての手続が完了するまで（免除又は返還の終了まで）、忘れないようにしてください。

(2) 返還の猶予期間中の転職について

別の施設に転職される場合、引き続いて免除の期間として算入するためには、原則として、前の施設の退職月の翌月中までに新しい業務に就業する必要があります。

《例》令和8年8月15日付けで退職した場合には、令和8年9月30日までに業務に従事する必要があります。

転職先が免除対象の業務に該当するか否か分からない場合、業務を変更又は退職される場合は県社協まで連絡してください。

(3) 返還の猶予について

就業してから出産休暇・育児休暇など、就業先の規程により休職等される場合は、返還猶予の対象となりますので、速やかに連絡してください。（ただし、その間を業務従事期間として算定することは出来ません。）

なお、休職せず退職される場合には、返還となる場合があるので、速やかに必ず連絡してください。

(4) 一部免除について

貸与を受けた期間以上かつ1年間以上引き続いて「児童の保護等」に従事した者は、一部免除を受けられる場合があります。

＜一部免除の計算式＞

免除額 ＝ 貸与を受けた金額 × (就業した月数 / 24)

※ (就業した月数 / 24) が1を超える場合は1とする。

(5) 子どもの預かり支援事業の利用料金の変更について

貸付期間中に子どもの預かり支援事業の利用料金が増減した場合、貸付額が増減となる可能性がありますので、県社協までご連絡ください。

(確認事項)

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく本会に届け出る
こと。
 - (1) 住所を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 業務従事先を変更したとき、保育業務に従事しなくなったとき
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (5) 死亡、または所在不明になったとき
 - (6) その他変更事項があったとき

- 2 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
 - (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

- 3 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とする。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、及び保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援等を図るための費用を予算の範囲内で貸付けすることについて必要な事項を定める。

(貸付の対象者)

第2条 保育士修学資金、保育補助者雇上費、保育料の一部、就職準備金及び子どもの預かり支援に関する事業の利用料金の一部（以下「修学資金等」という。）の貸付けの対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 保育士修学資金

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者

(2) 保育補助者雇上費

静岡県（以下「本県」という。）内に所在地のある、次のいずれかの要件を満たす施設又は事業者

ア 新たに保育補助者の雇上げを行う次の施設又は事業者

①児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

②児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業者

③児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業者

④子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

イ 保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記アの①から③の施設又は事業者であって、県社協会長が適当と認める者

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

次のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

ア 未就学児を持つ保育士であって、次に掲げる本県内に所在地のある施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に、新たに勤務する者

①児童福祉法第7条に規定する保育所

②学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの

・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

・③に定める認定こども園への移行を予定している施設

- ③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- ④児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けた事業
- ⑤児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行った事業
- ⑥児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行った事業
- ⑦子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑧児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていない施設（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ⑨企業主導型保育事業

イ 本県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

(4) 就職準備金

次の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週 20 時間以上の勤務を要すること。また、第 3 条 2 の (1) 保育士修学資金貸付けにおける就職準備金の加算を受けた者を除く。

ア 以下に掲げる保育所等を離職した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者

- ① 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業
- ③ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業
- ④ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業
- ⑤ 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園

イ 保育所等に新たに勤務する者

ウ 直近の保育士としての離職日から、保育士として再就労する日までの間に、あらかじめ、県社協静岡県社会福祉人材センターに氏名及び住所等の登録を行っている者

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

以下の要件のいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士

ア 未就学児を持ち、保育所等を利用している者

イ 保育所等における勤務の時間帯により、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

(貸付期間及び貸付額)

第3条 貸付期間(就職準備金を除く。)は、次に掲げる期間とする。

(1) 保育士修学資金

養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(2) 保育補助者雇上費

保育補助者が保育補助者雇上費の貸付を受けた本県内の保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

2 貸付額は、以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金

月額 50,000 円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として 200,000 円以内を、卒業時に就職準備金として 200,000 円以内をそれぞれ加算することができる。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)の者であって、養成施設に在学する者には、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)をすることができる。

(2) 保育補助者雇上費

年額 2,953,000 円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付けにより2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額 2,215,000 円以内を加算することができる。なお、貸付けに当たっては、第2条(2)ア②及び③の貸付対象者については、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、第2条(2)ア④の貸付対象者については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除く。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

未就学児の保育料の半額とし、月額 27,000 円を上限とする。

(4) 就職準備金

200,000 円以内とする。ただし、保育士の有効求人倍率が一定以上の場合(貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計(厚生労働省)に

よる県内の保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合)においては、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができる。なお、貸付けは同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

貸付対象者が子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第4条 修学資金等は、県社協会長と貸付の決定を受けた者(以下、「借受人」という。)との契約により貸付ける。

2 貸付利子は、無利子とする。

3 貸付金の交付は、就職準備金貸付を除き、毎月行う。ただし、必要と認められる場合は、2月分以上を併せて貸付けすることができる。

なお、保育補助者雇上費については、貸付総額を貸付月数で割戻し、端数が生じた場合は該当年度の貸付最終月に含める。

(貸付申請)

第5条 修学資金等の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める期日までに県社協会長に提出しなければならない。

(1) 保育士修学資金

ア 保育士修学資金貸付申請書

イ 在学する養成施設の長の推薦状

ウ 申請者及び連帯保証人の住民票(発行後3か月以内のもの)

エ 第10条(1)に規定する中高年離職者にあつては、離職証明等客観的に離職を確認できる書類

(2) 保育補助者雇上費

ア 保育補助者雇上費貸付申請書

イ 保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかについての計画書(勤務環境改善計画書)

ウ 保育補助者が保育士資格の取得を目指すことが確認できる書類(保育補助者の資格取得等に係る誓約書)

エ 既に雇用している保育補助者を対象とした貸付けの申請書(既雇用保育補助者申請書)

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

ア 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書

イ 申請者及び連帯保証人の住民票(発行後3か月以内のもの)

ウ 所得を証明する書類(申請者と同一生計(世帯)に属する者のうち所得がある者全員分)

エ 保育士証の写し

オ 市町が発行する保育所等利用決定通知及び保育料の額が確認できる書類

カ 雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）

(4) 就職準備金貸付

ア 就職準備金貸付申請書

イ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後 3 か月以内のもの）

ウ 所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）

エ 保育士証の写し

オ 前職勤務施設の退職年月日がわかる書類（在職証明書等）

カ 新たに勤務することとなったことが確認できる書類（勤務開始日、週の勤務時間がわかる雇用契約書等）

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

ア 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書

イ 申請者及び連帯保証人の住民票（発行後 3 か月以内のもの）

ウ 所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）

エ 保育士証の写し

オ 雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）

（貸付決定）

第 6 条 県社協会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

（借用証書の提出）

第 7 条 前条の規定により借受人は、借用証書、誓約書、振込口座届出書を県社協会長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第 8 条 前条の規定により借受人は、連帯保証人 1 名を立てなければならない。なお、借受人等が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、借受人が児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

2 連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担する。

3 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、別に定める連帯保証人変更届を県社協会長に提出しなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第9条 県社協会長は、借受人が、次のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除する。

(1) 保育士修学資金

- ア 退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ウ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- エ 死亡したとき。
- オ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(2) 保育補助者雇上費

- ア 保育補助者が退職、心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき、又は死亡した場合であつて、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する若しくはそれに準ずる者として県社協会長が認めることが著しく困難であるとき。
- イ その他、保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他、保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(4) 就職準備金

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他、就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他、利用料金の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 県社協会長は、次に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わな

い。

(1) 保育士修学資金

借受人が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(2) 保育補助者雇上費

保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

借受人が疾病その他の理由により休職したとき。

(4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

借受人が疾病その他の理由により休職したとき。

- 3 県社協会長は、借受人が修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。

(返還債務の当然免除)

第 10 条 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、修学資金等の返還の債務を免除することができる。

(1) 保育士修学資金

ア 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、本県内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国とし、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。）の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5 年間（過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3 年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(2) 保育補助者雇上費

ア 本県内の施設又は事業所において保育補助者が保育の補助等に従事し、貸付けを受けた一定期間内に保育士資格を取得したとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部

ア 借受人が本県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人等の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(4) 就職準備金

ア 借受人が本県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部

ア 借受人が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
ただし、連帯保証人がいる場合はこの限りでない。

(返還)

第11条 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦

又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 借受人が本県内において第10条の(1)から(5)までに規定する業務に従事しなかったとき。
- (4) 借受人が本県内において第10条の(1)、(3)、(4)又は(5)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 保育補助者雇上費の借受人が、本県内において第10条の(2)に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 返還期間

- (1) 保育士修学資金
貸付期間の2倍に相当する期間で、最大4年以内。
- (2) 保育補助者雇上費
貸付期間の2倍に相当する期間で、最大6年以内。
- (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部
貸付期間の2倍に相当する期間で、最大2年以内。
- (4) 就学準備金
2年以内。
- (5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部
貸付期間の2倍に相当する期間で、最大4年以内。

(返還債務の履行猶予)

第12条 当然猶予

県社協会長は、借受人が、修学資金等の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金等の返還債務の履行を猶予することができる。ただし正規の修学期間を限度とする。

2 裁量猶予

県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 本県内において第10条の(1)から(5)までに規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

- 3 前項第2号の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予期間は、第10条の(1)に規定する業務に従事しているときは5年、(2)に規定する業務に従事しているときは3年、その他は2年を限度とする。ただし、県社協会長が必要と認める場合は、この限りではない。

- 4 第1項又は第2項の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けようと

する者は、別に定める修学資金等返還猶予申請書に第1項又は第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第13条 県社協会長は、借受人が、次の各号の一に該当する場合は、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったときは、返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ）の全部又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
- (3) 本県内において2年以上第10条の(1)に規定する業務に従事したときは、返還債務の額の一部。
- (4) 本県内において1年以上第10条の(2)から(5)に規定する業務に従事したときは、返還債務の額の一部。

(返還債務の免除申請)

第14条 第10条及び第13条の規定による修学資金等の返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める修学資金等返還債務免除申請書に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(延滞利子)

第15条 県社協会長は、借受者が正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、延滞元金につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権としないことができる。

(届出)

第16条 修学資金等の借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに定める届書にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。
- (3) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (4) 貸付け辞退するとき。

- (5)連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (6)養成施設を卒業したとき。
- (7)保育士登録をしたとき。
- (8)保育士の業務を開始したとき。
- (9) 保育士の業務に従事する施設を変更したとき。
- (10)保育士の業務に従事しなくなったとき。

2 連帯保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者が死亡し、又は所在不明となった時等は、直ちに死亡・所在不明等届に死亡届等を添付し、県社協会長に提出しなければならない。

(実施細目)

第 17 条 この規程の施行にあたっては、「静岡県保育士修学資金等貸付事業実施要綱の改正について」（平成 29 年 2 月 21 日付けこ未第 1307 号、静岡県健康福祉部こども未来局長）によるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月29日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この改正は、平成28年11月25日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この改正は、平成29年3月3日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

なお、本要綱の施行に伴い、平成29年度以前に制定した「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程」（以下「旧貸付規程」という。）は廃止するものとし、本要綱の施行前に、旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年9月1日から施行する。（改正後の要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。）

附 則

この改正は、令和2年11月20日から施行する。（改正後の要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。）

附 則

この改正は、令和3年12月27日から施行する。（改正後の要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。）

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業
利用料金の一部貸付申請書

申込 人	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話（自宅）		携帯電話	
	生年月日	昭和・平成	年	月 日（ 歳）
	勤務園名			
	勤務開始年月日	平成・令和	年	月 日
連 帯 保 証 人	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話（自宅）		携帯電話	
	生年月日	昭和・平成	年	月 日（ 歳）
	本人との関係			
	勤務先	（名称） （住所） 〒		
	職業		年収	

借入希望期間	令和 年 月～ 令和 年 月（ か月） ※申請は年度ごとの申請になるので、令和4年度の申請は令和5年3月末までにあります。 *以前に預かり料の一部貸付が ☐ ある（決定番号： ） ☐ ない
借入希望金額	円 * (1回の預かり料÷2) × 利用回数

	利用施設・事業名	利用回数	利用時間	利用金額計
預かり支援事業利用計画				円
				円
				円

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

上記のとおり事実と相違なく預かり料の一部貸付の借入をしたく、本人の自署にて申込みます。また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。

申 込 者 氏 名(自署)_____

上記の申込みにより未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付を受けたときは、その返還について、連帯して債務を負担することを連帯保証人の自署にて誓約します。

連帯保証人氏名(自署)_____

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、保育士修学資金等貸付要綱を遵守することを誓います。
なお、借受金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。
また、下記は借受人本人が自署しています。

決定番号
住 所
氏 名
(自署)

私は、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付については、返還債務を本人と連帯して負担します。

また、下記は連帯保証人本人が自署しています。

住 所
連帯保証人 氏 名
本人との続柄(関係)
電話番号
(自署)

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

振 込 口 座 届 出 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号 ()

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付について、下記の口座に振り込んでください。

振込先口座	金融機関名	銀 行・信 用 組 合 信用金庫・農業協同組合										支店
	金融機関コード					支店コード						
	預金口座 番号に〇をつけてください	1 普通	口座番号									
		2 当座										
	口座名義	フリガナ										
氏 名		(姓)				(名)						

※口座番号は右詰で記入すること

※振込口座は「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付」申込者名義に限る

※口座名義、口座番号確認のため、通帳の写しを添付すること

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

借 用 証 書

借用金額	金 円
------	-----

(収入印紙貼付)	
契約金額が	
1万円超 10万円以下のもの	200円
10万円超 50万円以下のもの	400円

割
印

私は、上記のとおり未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付を借用しました。この資金は、保育士修学資金等貸付要綱に従い返還します。

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

下記は借受人本人が自署しています。

決定番号

住 所

氏 名

(自署)

私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。

また、下記は連帯保証人本人が自署しています。

連帯保証人 住 所

氏 名

(自署)

(借受中、厳守する事項等について)

保育士修学資金等貸付

この制度は、要綱に記載のとおり「静岡県内における保育士資格の取得促進と保育所等への就労定着」を目的としています。

借受人及び連帯保証人は、制度の趣旨を十分理解したうえ、次の事項を遵守してください。

- 1 返還事由が生じた場合は、定められた返還方法により、期限までに返還金を支払わなければなりません。
- 2 届出(連絡)無く、返還金の支払いを1回以上怠った場合は、当然に期限の利益を失い、貸付残額を一括して返還しなければなりません。
- 3 借受人及び連帯保証人は、次の事項等、世帯状況に変更が生じたときは、遅滞なく本会に届け出る必要があります。
 - (1) 住所を変更したとき。(2) 改名・改姓したとき。(3) 修学・就業先等に変更があったとき。(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
 - (5) 死亡、または所在不明になったとき。(6) 貸付事由に変更が生じたとき。
- 4 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一括返還を求め、または貸付金の交付をやめることができます。
 - (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき。
 - (2) 故意に返還金の支払いを怠ったとき。
 - (3) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。(4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき。
- 5 借受人が、返還金を定められた期限までに支払わなかった場合は、延滞元金につき年3%の率をもって、返還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子を徴収します。(閏年も365日を1年として計算します。)
- 6 本会は、借受人の申請に基づき、返還金の支払いを猶予することができます。(猶予対象となる事由は貸付要綱を参照)
- 7 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合は、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とします。
- 8 その他、不明な点は本会まで問合せをしてください。

＜問合せ・申請書類等の提出先＞

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館

静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課

電話054-254-5244 FAX054-251-7508



様式第5号(用紙 日本産業規格A4縦型)

辞 退 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付を受けることを辞退するので、届け出ます。

貸付期間	令和 年 月～ 令和 年 月 (年 か月)
貸付決定額	円
交付済額	円
理由	

様式第6号(用紙 日本産業規格A4縦型)

就 業 確 認 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

氏 名

現在、次のとおり就業を継続していますので、届け出ます。

フリガナ 氏名		生年 月日	昭和・平成 年 月 日 (才)	
住所	〒		電話	固定 携帯
施設等 名称			種別	保育園・幼稚園・こども園 小規模保育園・企業主導型 その他()
施設等 所在地	〒		電話	
就業期間	平成・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (現在の職場での就業期間) (うち、休職期間) 平成・令和 年 月 日から 令和 年 月 日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む			
就業時間 帯	時 ～ 時			
職 種 ・ 内 容				
特記事項				

※勤務先や住所等、変更している場合、併せて変更の手続きを行ってください。

様式第7号(用紙 日本産業規格A4縦型)

実績報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付について下記のとおり報告いたします。

決定番号

住 所

氏 名

利用日	利用施設・事業名	利用時間	利用料金	施設・事業確認欄※
		時 ～ 時 (時間)	円	左記のとおり利用があったことを証明します。 代表者名 ⑦
		時 ～ 時 (時間)	円	左記のとおり利用があったことを証明します。 代表者名 ⑦
		時 ～ 時 (時間)	円	左記のとおり利用があったことを証明します。 代表者名 ⑦
		時 ～ 時 (時間)	円	左記のとおり利用があったことを証明します。 代表者名 ⑦
		時 ～ 時 (時間)	円	左記のとおり利用があったことを証明します。 代表者名 ⑦

※ 利用実績の確認のため、利用した施設・事業所の代表者印を押してください。

様式第8号(用紙 日本産業規格A4縦型)

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借 入 金 額	元金 円
返 還 残 額	元金 円
猶予を受けようとする期間	令和 年 月 から令和 年 月まで (か月)
猶予申請の理由	

様式第9号(用紙 日本産業規格A4縦型)

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還債務免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた 金 額	円
返 還 済 額	円
未 返 還 額	円
免 除 申 請 額	円
免除申請の理由	
業 務 従 事 期 間	平成・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
返 還 猶 予 期 間	平成・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

様式第10号(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

業 務 従 事 期 間 証 明 書

氏 名	
採用年月日	平成・令和 年 月 日
雇用形態	正職員・常勤(正職員以外)・非常勤・パート・アルバイト
業務内容 (詳細に)	
施設等種別・職種	
勤務地	
勤務日数 (基本勤務時間)	1 週間あたり _____ 時間勤務 (_____ 時 ~ _____ 時、 _____ 日)
業務従事期間	平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで (うち、休職期間) 平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む
上記の者が記載した条件で業務に従事していたことを証明します。 令和 年 月 日 (雇用主) 施 設 名 住 所 施設長名 _____ 印 電話番号	

様式第11号(用紙 日本産業規格A4縦型)

返 還 協 議 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号

貸付けを受けた未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金について、下記のとおり返還を希望します。

貸 付 金 額	元金 円		
貸 付 期 間	平成・令和 年 月 から令和 年 月まで		
返還理由発生年月	令和 年 月	返還理由	
返 還 期 間 (貸付期間の2倍に相当する期間内)	令和 年 月 から令和 年 月まで (回)		
返 還 方 法	月賦 半年賦 一括		
1 回 の 返 還 金 額	円		

様式第12号(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

業 務 廃 止 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり規定された業務に従事しなくなったので、届け出ます。

1 業務廃止年月日 令和 年 月 日

2 業務に従事していた施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	電話番号
職 種	

※ 様式第9号「業務従事期間証明書」を添付してください。

様式第13号(用紙 日本産業規格A 4縦型)

業 務 従 事 施 設 等 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり業務に従事する施設等または職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施 設 等 の 名 称		
施設等の所在地	〒	〒
職 種		

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 様式第10号「業務従事期間証明書」
- (2) 転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し

様式第14号(用紙 日本産業規格A 4縦型)

死亡・行方不明等届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

届出人
住所

氏名
続柄
電話番号

次のとおり未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金貸付を受けた者の状況を報告します。

1 貸付けを受けた者

決定番号	
住所	〒
氏名	
勤務先施設等の名称	

2 ☐死亡 ☐行方不明等

発生日 令和 年 月 日

※死亡届(写)または住民票除票を添付してください。

様式第15号(用紙 日本産業規格A 4縦型)

住 所 ・ 氏 名 等 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒	〒
氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類



様式第16号(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

連 帯 保 証 人 変 更 申 請 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

1 現連帯保証人名 _____

2 新連帯保証人情報

フリガナ				男・女	電話	固定		
氏 名						携帯		
住 所	〒 -						申込者との関係	
生年月日	年 月 日 (歳)	世帯人数	人	前年収入	約	万円		
勤務先名称			勤務先住所					

3 変更理由

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金貸付について、返還債務を本人と連帯して負担します。

また、下記は連帯保証人本人が自署しています。

連帯保証人 住 所

氏 名

(自署)



様式第17号(用紙 日本産業規格A 4 縦型)

連帯保証人 住所・氏名等変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり連帯保証人の状況に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒	〒
氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類



様式第18号(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

利 用 料 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり利用料金に変更となったので、届け出ます。

1 変更額

変更前	変更後
円	円

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

変更後の利用料金額の額が確認できるもの



様式第 19 号(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

施 設 長 意 見 書 (児童養護施設等)

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

施設名
所在地
施設長氏名

標記について、次のとおり意見を述べます。

申 請 者 の 状 況	申 請 者 の 氏 名	
	措 置 年 月 日	
	措置解除 (予定) 年 月 日	
	進 学 先 名 称 所 在 地 進 学 年 月 日	
	保 護 者 の 状 況	
施 設 長 の 意 見		

様式第 20 号(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

児 童 相 談 所 長 意 見 書 (里親等)

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

児童相談所長 氏名

標記について、次のとおり意見を述べます。

里 親 等 氏 名		
里 親 等 住 所		
申 請 者 の 状 況	申 請 者 の 氏 名	
	委 託 年 月 日	
	委託解除 (予定) 年 月 日	
	進 学 先 名 称 所 在 地 進 学 年 月 日	
	保 護 者 の 状 況	
児 童 相 談 所 長 の 意 見		

(注) 里親等氏名は、里親氏名またはファミリーホーム名称、ファミリーホーム代表者の氏名を記載すること。